

かながわけんりつつつみそうごうこうとうがっこう せいかつ こころえ 神奈川県立鶴見総合高等学校 生活の心得

この心得は、生徒の皆さんが本校の教育方針に則り、よりよい学校生活をおくるために必要と
思われることがらを示したものである。

ア 学校生活

1. 学校生活の中心は学習であり、常に学力の向上に努めること。
2. 人格の向上をめざし、品位ある鶴見総合高校生として行動すること。
3. 学校生活や校外の生活で何か困ったことがあった場合は、保護者、学校に相談すること。
4. 家庭の都合や体調不良、病気、通院等で、欠席、遅刻、早退をする場合、その都度、保護者に生徒手帳に記入してもらい、担任に届け出ること。
急な場合には、8時30分までに保護者等が電話で連絡すること。
5. 親族の死亡による忌引は、担任に届け出ること。忌引は次の基準による。
ただし、遠隔地の場合は往復にかかる日数を含めることができる。

ふ ぼ 父母…7日 そ ぶ 祖父 ぶ ぶ 祖母 ぶ ぶ 兄弟 姉 妹…3日 ばく お じ お ぼ 伯 叔 父 母…1日

イ 登下校について

1. 生徒の登校時間は7時30分以降とする。(部活動の朝練習開始時間は必ず顧問立会いのものと、7時30分以降とする。部活動の朝練習等のための準備に7時30分より早く登校する場合においては、必ず顧問立会いのものととする。)
2. 登下校の際は、交通規則やマナーを守り、事故に注意すること。
3. オートバイ、自動車等での通学を禁止とする。同乗も禁止とする。
保護者等が運転での同乗は緊急時を除き、事前に学校へ連絡すること。
4. 自転車の二人乗り、並走、ながら運転等の危険行為は絶対にしないこと。

5. 通学は緊急時を除き、学校に届け出た方法を守る事。(通学届)
6. 自転車通学をする場合は、必ず学校に届け出ること。(自転車通学届及びステッカー登録)

ただし、雨など天候不順のときなどは公共交通機関を利用して登下校すること。

※自転車通学を申請される場合は、任意保険等に加入すること。

7. 通学の途中で急病、事故等にあつた場合は警察、救急に連絡した後、電話等で学校、保護者に連絡をとり適切な行動をとること。

8. 下校時間は17時とする。ただし冬季(11月～3月)は16時30分とする。

特別な用事のない生徒は、授業終了後にすみやかに下校すること。

残留する場合は、事前に担任もしくは部活動顧問等関係職員に許可を受けること。

ウ 校内生活

1. 他者を尊重し、安心して学校生活をおくれるよう、集団生活をする上でマナーを守ること。
2. よりよい学習環境をつくるため、授業に不要なもの(携帯電話、音楽機器、ゲーム、化粧用具、食物等)は、学習活動中(授業、集会、ホームルーム等)はきちんと片付けること。
3. 原則として貴重品については、高価なもの、高額のお金等の学校生活に直接必要のないものは持参しないこと。
4. やむを得ず貴重品を持参した場合は、鍵のかかるロッカー等に保管し、各自責任をもち十分に注意すること。(学級担任に預けることも可)
5. 校舎、施設、設備を大切に取り扱い、常に整理、整頓につとめること。破損したときはすみやかに担任、顧問を通じ事務室に届けること。(破損届)
6. 消火施設、設備などに必要もなく手をふれないこと。

7. 危険物（ナイフ、ライター、マッチ、チャッカマン等、花火等の火薬類、燃料等）の校内持ち込みは禁止とする。
8. 登校後の外出は原則として認めない。進路活動等のため、やむを得ず校外にでるときは必ず教員の許可を得て、外出許可証を携帯すること。

エ 校外生活

1. 風紀上好ましくない場所には立ち入らないこと。
2. 夜間の外出はできるだけ避け、外泊はしないこと。ただし、保護者同伴もしくは管理下の場合の宿泊はその限りではない。
3. 外出するときは保護者に、行き先、同行者、帰宅時間等を伝えておくこと。
4. アルバイトを行う場合は保護者の許可を得た上で行うこと。
5. 校内、校外を問わず、携帯電話やインターネットを使用するときは、インターネットへの書き込み等に関する学校の方針（別紙）を十分理解し、自分が書き込んだり投稿した内容が生むすべての結果は、自分自身の責任となることを認識すること。ソーシャルメディア等を利用して、違法行為や迷惑行為、他者を傷つけるような投稿、不適切な画像等を投稿することは絶対にしないこと。こうした行為が明らかになった場合は、指導の対象とする。
6. 校内、校外を問わず、生徒証は常に携帯すること。

オ 服装・頭髪等

1. 本校所定の制服を着用して登下校すること。
2. 制服の着用については別に定める制服着用基準を守るとともに、華美をつつしみ、常に清潔であるように心がけること。

3. 夏季の服装は原則として6月1日から9月30日までの期間とする。

ただし、5月1日から1ヶ月間、10月1日から1ヶ月間は移行期間とする。

それ以外の期間は冬季の服装とする。

<制服着用基準>

1. 学校所定のブレザー、ズボンまたはスカートの上下、ネクタイまたはリボンを制服とする。

2. スカートの丈は標準丈(膝丈)とする。

3. ブレザーの下はワイシャツとする。色は、白色の無地のものとする。

4. 夏季の服装の期間はブレザー(ネクタイ、リボンも含む)を着用しなくても良いものとする。また、白色無地のポロシャツの着用を可とする。ポロシャツのワンポイントは(5cm×5cm)までとする。

5. 校章は所定の位置(ブレザーの左襟)につけること。

6. セーター、カーディガン、ベスト、トレーナー等は、地味なものとしブレザーの下に着用すること。

7. 防寒・防犯対策のため、年間を通して「生活の心得(制服着用基準)」以外に、下記の「許可事項」を定める。ただし、必ず制服(スカートまたはズボン、ブレザー、白ワイシャツ)を着用した上で防寒・防犯対策を行うものとする。

・「許可事項」

登下校時については、スカートまたはズボンの下に、年次指定のジャージ、ウインドブレーカー[地味なもの]、ブレザーの上にジャンパー[地味なもの]の着用を可とする。

(*制服の上下に地味なコート類、タイツ、レインコート等の着用は従来通り可とする)

(*パーカー、フード付きトレーナー、フード付きセーター類、スウェットパンツ類、学校

指定外のハーフパンツ類等の私服とみなされるものの着用は登下校・学校生活ともに年間を通して禁止とする)

冬季の服装期間（10月1日～5月31日）においては、学校生活において、朝のSHR開始～
帰りのSHR終了まで（3年次においてはSHRがない日については、最初の授業開始後～
最終授業終了まで）は、防寒対策のため下記事項の①、②を認める。

①スカートの下に年次指定のジャージの着用を可とする。（*地味なタイツ、ひざかけ類は
従来通り可とする）ただし、ウインドブレーカーの着用は禁止とする。

（*パーカー、フード付きトレーナー、フード付きセーター類、スウェットパンツ類等、私服
とみなされるものの着用は、登下校・学校生活ともに年間を通して禁止とする）

②ブレザーの上に、コート類の着用を可とする。ただし、授業中については不可とする。

（*廊下等で防寒が必要な場合にコート類を着用する際は、コート類の下にはブレザーを
着用すること。コート類を着用せずに防寒も必要がない場合は、盗難防止の観点からも
ブレザーを持ち歩くこと）

8. 夏季の服装期間（原則6月1日～9月30日）は朝のSHR開始～帰りのSHR終了まで（3年
次においてはSHRがない日については、最初の授業開始後～最終授業終了まで）、ス
カートの下に年次指定のジャージ、ハーフパンツ等を着用することを禁止する。

9. 靴は革靴、運動靴等とし、サンダル類は禁止とする。体育館シューズは学校指定のもの
とする。

10. 破損や汚れ等のため制服を着用することが出来ず、やむを得ず異装しなければならない
ときは、担任に届け出ること。また、異装届のコピーを担任から受け取り、必要に応じ職
員に提示すること。

11. 頭髪は常に清潔であるよう心掛けること。染色・脱色・加工（エクステ等含む）を禁止
とする。

12. 華美な化粧や学校生活に支障をきたすような装飾品は着けないこと。